

田原市市民カレッジ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市市民カレッジ事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民等が自らの学びの成果を還元する体制を作り、市民の学習意欲の向上を図り、もって地域の人と人とのつながりを築くことを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 講師の登録に関する事。
- (2) 講座を受講する者（以下「受講者」という。）の募集に関する事。
- (3) その他講座の運営に関する事。

(講師の登録)

第3条 講師として登録をしようとする者は、田原市市民カレッジ講師登録申込書（別記様式）を田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 登録する講座は、生涯学習に資する分野で、かつ、公序良俗に反しない内容でなければならない。

(講座内容等の協議)

第4条 教育委員会は、講座を開催するに当たっては、講座の開催日、対象者、定員等について講師と協議の上、決定するものとする。

(開催回数及び開催時期)

第5条 講座の開催回数は、1講座につき5回を基本とする。

2 講座は、前期（5月から9月までをいう。以下同じ。）又は後期（10月から2月までをいう。以下同じ。）に区分して開催する。この場合

において、同一の内容の講座を前期及び後期で開催することを妨げない。

(受講者の募集等)

第6条 教育委員会は、広報等により開催する講座を周知し、受講者を募集するものとする。

2 受講を希望する者は、講座の初日の2週間前までに教育委員会にその旨を申し込まなければならない。

(受講の抽選等)

第7条 教育委員会は、講座に申し込んだ人数が当該講座の定員を上回るときは、抽選により受講者を決定する。

2 前条第2項の規定により受講の申込みをした者が3人に満たない場合は、その講座は開講しないものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(受講料等)

第8条 受講者は、受講に当たっては、受講料を負担しなければならない。

2 受講料は、1講座の開催回数に200円を乗じて得た額とする。

3 受講者は、講座の初日に教育委員会が指定する方法により受講料を納付しなければならない。

4 受講料は、欠席しても返金を行わず、講座に途中で参加した場合であっても全額納付するものとする。

5 市長は、受講者が受講した内容が希望するものと著しく異なり、受講目的を達成することができない場合等特別な理由があると認める場合は、受講者の書面による申出により受講料を返還することができる。この場合において、既に受講した回数分(欠席した回数を含む。)の受講料を控除して返還するものとする。

6 講師は、材料費等が必要なときは、あらかじめ教育委員会に申出をし、

材料費等として実費相当額を直接受講者から徴収することができる。

(会場)

第9条 講座を開催する会場（以下「会場」という。）は、市内の公共施設とする。

2 教育委員会は、講座を開催する日について会場の利用を確保するものとする。

(終了報告)

第10条 講師は、講座を終了したときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告に併せて、受講者の出席簿を提出しなければならない。

(謝金)

第11条 市長は、講師が講座を終了したときは、講師に謝金を支払うものとする。

2 謝金は、受講料に受講者の数を乗じて得た額とする。

3 市長は、前条の規定による講座終了の報告及び受講者の出席簿の提出を受けたときは、講師が指定する口座に謝金を振り込むものとする。

(講師登録の取消し)

第12条 教育委員会は、第3条第1項の規定により講師の登録をした者が次の各号にいずれかに該当することが判明したときは、講師の登録を取り消すことができる。

(1) 講師の地位を利用して営利行為、宗教活動、政治活動又は勧誘行為をしたとき。

(2) 講師の地位により知り得た個人情報を講座の用以外に使用し、又は他者に提供したとき。

(3) その他講師としてふさわしくない行為をしたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、教育委員会と講師が協議して決定する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。